

認知症高齢者等

自己負担なし

個人賠償責任保険事業

1 認知症高齢者等個人賠償責任保険事業とは

認知症の人が日常生活における偶然な事故により、他人にけがを負わせたり、他人の財物を壊したりしてご本人やご家族が法律上の損害賠償責任を負ってしまった場合に、その賠償金を保険で補償するものです。

2 対象者

以下全てに該当する方

- ◆ 清須市に居住し、住民票がある方
- ◆ 清須市認知症高齢者等の事前登録（裏面参照）をし、保険の加入を希望する方
- ◆ 認知症高齢者等（若年性認知症又はその疑いである者を含む）
- ◆ 在宅で生活している方（病院、施設等に入院、入所していない方）
- ◆ 同様の保険に加入していない方

3 補償対象

【損害賠償責任保険】被害者に法律上の損害補償をしなければならなくなったとき
補償金額 1事故あたり 最大1億円

【補償期間】申請日の翌日から9月末まで（毎年自動更新）

※変更が生じた場合は、変更（脱退）届を提出してください。

<例：施設入所、転居、転出、死亡 等>

【補償の対象】



事故で他人にけがをさせてしまった



店頭の商品を誤って落として壊してしまった



誤って線路に入り電車を止めてしまった

【保険料】無料

清須市が保険契約者となり、保険料を負担するため自己負担はありません。

4 申込方法

認知症高齢者等個人賠償責任保険加入申請書と認知症と診断されたことがわかる書類を高齢福祉課へ提出してください。

なお、認知症と診断されたことがわかる書類を介護保険の申請に係る主治医意見書で確認を希望される方は、申請書のみを提出してください。

<お問合せ先>

清須市役所高齢福祉課
清須市須ヶ口 1238 番地
電話 052-400-2911（代）